

令和4年7月28日（木）開催  
（2022年）

# 市税審議会資料



## 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の見直し案件について

### 1 概要

令和4年度税制改正において、現在わがまち特例の対象としている下水道法に規定する除害施設に関して、市町村の条例で定める固定資産税課税標準の特例割合の範囲が改正されました。（地方税法附則第15条第2項第5号）

つきましては、本市市税条例で定める固定資産税課税標準の特例割合を以下のとおりとすることについて諮問するものです。

### 2 特例措置について

#### (1) 対象税目

償却資産に係る固定資産税

#### (2) 対象者

令和4年(2022年)4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において、当該下水道の供用開始前から引き続き事業を行う者

#### (3) 対象となる資産

上記(2)の者が工場等に設置した下水道法に規定する除害施設\*で総務省令で定めるもの

※汚水に含まれる有害物質を公共下水道に流す前に除去するための施設

#### 【除害施設の例】

沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈殿装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、貯留装置、輸送装置、ポンプ、配管、計測器

#### (4) 資産の取得期間

令和4年(2022年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで

#### (5) 特例の適用期間

適用期間の設定なし

#### (6) 特例割合

##### ア 参酌割合

5分の4(10分の8)

##### イ 特例割合の範囲

10分の7以上10分の9以下

##### ウ 本市市税条例で定める特例割合

5分の4

### 3 参考資料

別紙 地方税法附則第15条第2項第5号に規定する固定資産税の課税標準の特例に関する改正内容

地方税法附則第15条第2項第5号に規定する固定資産税の課税標準の特例に関する改正内容

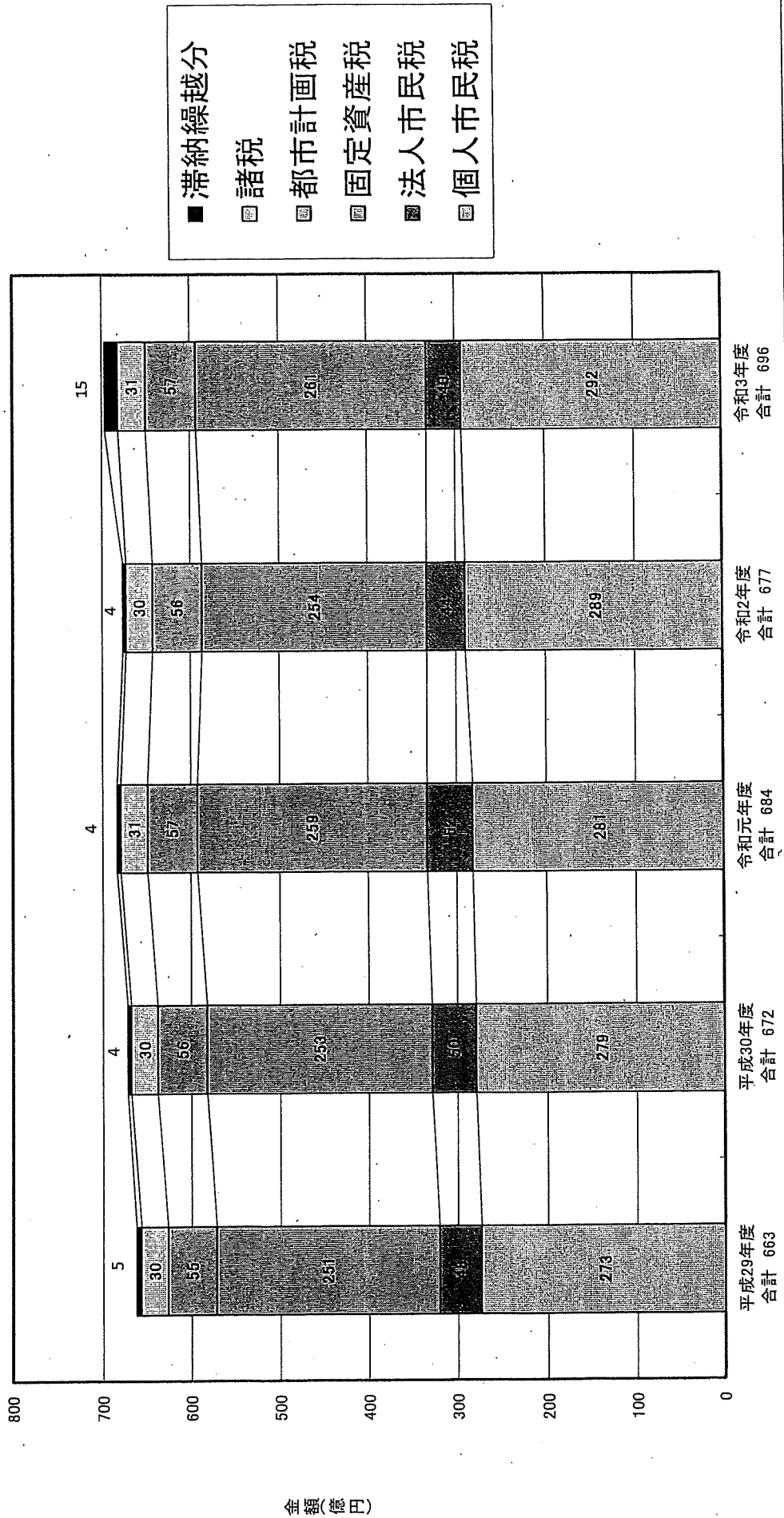
項目	改正前	改正後
対象者	公共下水道を使用する者	令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において、当該下水道の供用開始前から引き続き事業を行う者
対象資産	公共下水道を使用する者が設置した下水道法に規定する除害施設で総務省令で定めるもの	工場等に設置した下水道法に規定する除害施設で総務省令で定めるもの
資産取得期間	R2. 4. 1～R4. 3. 31	R4. 4. 1～R6. 3. 31
特例適用期間	適用期間の設定なし	適用期間の設定なし
参酌割合 特例割合の範囲	4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下 【8/12 - 9/12 (参酌基準) - 10/12】	5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下 【7/10 - 8/10 (参酌基準) - 9/10】
本市特例割合 (採用しよとする割合)	4分の3	(5分の4)
備考	特例適用資産該当なし	

# 令和3年度(2021年度)市税収入状況一覧表

(単位:千円・%)

区分	令和2年度(2020年度)		令和3年度(2021年度)		増減率 (キ)/(イ)*100	
			収入率			差引額 (オ)-(イ)
	調定額	決算額	収入率	調定額		
1 市民税	33,554,221	33,288,600	99.2	33,414,899	▲ 42,104	▲ 0.13
2 個人市民税	29,082,276	28,885,464	99.3	29,409,622	362,981	1.26
3 法人市民税	4,471,945	4,403,136	98.5	4,005,277	▲ 405,085	▲ 9.20
4 固定資産税	26,404,509	25,391,337	96.2	26,153,929	671,264	2.64
5 純固定資産税	25,761,733	24,748,561	96.1	25,525,140	685,251	2.77
6 土地	9,658,952	9,363,824	96.9	9,691,942	289,791	3.09
7 家屋	13,066,738	12,667,333	96.9	12,927,685	208,523	1.65
8 償却資産	3,036,043	2,717,404	89.5	2,905,513	186,937	6.88
9 交付金等	642,776	642,776	100.0	628,789	▲ 13,987	▲ 2.18
10 軽自動車税	286,627	280,575	97.9	294,764	8,315	2.96
11 種別割	275,351	269,299	97.8	282,403	7,230	2.68
12 環境性能割	11,276	11,276	100.0	12,361	1,085	9.62
13 市たばこ税	1,641,485	1,641,452	100.0	1,767,901	126,449	7.70
14 入湯税	16,061	16,061	100.0	14,800	▲ 6,317	▲ 39.33
15 事業所税	1,092,826	1,077,525	98.6	1,048,155	▲ 31,734	▲ 2.95
16 都市計画税	5,801,116	5,623,631	96.9	5,768,939	122,260	2.17
17 小計	68,796,845	67,319,181	97.85	68,463,387	848,133	1.26
18 滞納繰越分	1,007,277	384,681	38.19	2,017,742	1,094,884	284.62
19 合計	69,804,122	67,703,862	96.99	70,481,129	1,943,017	2.87

# 市税収入の変遷



# 吹田市市税審議会規則

制定 平成24年6月1日 吹田市規則第53号  
改正 平成28年3月31日 吹田市規則第24号  
改正 令和元年6月25日 吹田市規則第1号

## (趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市市税審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

## (任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市税の賦課徴収について調査審議し、答申するものとする。

## (組織)

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 租税に関し専門的知識を有する者

(3) 市内の商工業に関し専門的知識又は経験を有する者

(4) 消費生活に関し専門的知識を有する者

(5) 労働者の生活、労働条件その他労働に関し専門的知識を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、7月1日以外の日に委嘱する場合の任期は、その委嘱の日からその後1年を経過した日以後における最初の6月30日までとする。

4 委員は、再任されることができる。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第6条 審議会の庶務は、税務部税制課において処理する。

## (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に在任する吹田市市税審議会規程を廃止する告示（平成24年吹田市告示第208号）による廃止前の吹田市市税審議会規程（昭和32年吹田市告示第51号）（以下「旧規程」という。）第3条第1号に規定する委員は、第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、辞任により退任する場合を除き、その任期の末日まで在任するものとする。

3 この規則の施行の際、現に旧規程第3条第2号に規定する委員（以下この条において「旧委員」という。）である者は、この規則の施行の日に、委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間とする。

附 則（平成28年3月31日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第1号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。



## 吹田市市税審議会傍聴に関する取扱いについて

### 1. 市税審議会の傍聴の基準

市税審議会の会議は、原則として市民の傍聴を認めることとします。

ただし、会議が次のいずれかに該当する場合は、会長が審議会に諮って傍聴を認めないことができるとします。

- (1) 会議において吹田市情報公開条例第7条(公文書の公開義務)各号に掲げる公開しないことができる情報又は公開することができない情報を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

### 2. 傍聴の要領

#### (1) 傍聴席の区分

傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けることとします。

#### (2) 一般席の傍聴人の定員

- 1) 傍聴人の定員は、6名とします。
- 2) 傍聴希望者(報道関係者を除く)が上記1)に規定する定員を超えた場合、会長が審議会に諮って決定します。

#### (3) 一般席の傍聴の手續

- 1) 傍聴希望者は、住所、氏名を傍聴人受付簿に記入します。
- 2) 傍聴の受付は、会議開催時刻の15分前から開催時刻まで行います。

#### (4) 傍聴人の守るべき事項

- 1) 傍聴人に配付する会議の参考資料は、退室の際、事務局に返還すること。
- 2) 公然と意見を表明する等会議を妨害しないこと。
- 3) 会議の様相を撮影し、録音しないこと。
- 4) その他礼儀を守り、いやしくも会議を軽視するような行為をしないこと。

### 3. 傍聴に関する会長の職務

#### (1) 会場の秩序維持

傍聴人がその守るべき事項に違反するときは、会長はこれを注意し、なおこれを改めないときは、退場を命じることができることとします。

- (2) この取扱いに定めるもののほか、傍聴の取扱いに関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるとします。

上記の(2)については、出席委員の過半数で決して行います。可否同数のときは、会長の決するところにより行います。

